

占領下ドイツにおけるアメリカ石油企業の 事業再構築活動に対するアメリカ政府の対応

——ソコニー・バキューム社 (Socony Vacuum Oil Company) の事例を中心に——

河 崎 信 樹

はじめに

本稿の課題は、ソコニー・バキューム社 (Socony Vacuum Oil Company, 以下、ソコニー社と略す)¹⁾による、その在ドイツ子会社 (Deutsche Vacuum Oel Aktiengesellschaft, 以下、DVOAG と略す) を通じたドイツ石油企業ベンゾール・フェアバンド (Benzoel-Verband Gruppe, 以下、B-V 社と略す) の経営権獲得計画と、それに対するアメリカ政府の対応を分析することである。

アメリカ企業は、第一次世界大戦後、ドイツに数多くの子会社を設立した。このアメリカ企業の在ドイツ子会社は、第二次世界大戦の勃発後も、ドイツ戦時経済の一翼を担いながら、第二次世界大戦終了時まで活動を続けた。そして戦後、アメリカの親会社は再び戦前と同様に在ドイツ子会社に対する所有権を回復し、その事業の再構築を目指した。しかし、そうした企業活動の前に、アメリカ政府の遂行するドイツ占領政策が、立ちはだかった。

本稿では、アメリカ企業による事業再構築活動の中で、特に、アメリカ石油企業によるドイツ企業買収の試みに焦点を当て、アメリカ国務省と在独アメリカ軍政府 (Office of Military Government for Germany (U. S.), 以下 OMGUS

1) ソコニー社は、1911年にスタンダード石油の解体により成立した Standard Oil Company of New York が前身である。同社が、1931年に Vacuum Oil Company と合併し、ソコニー社になった。

と略す)が、それはいかに対応したのかという点について、分析することを課題としている²⁾。

以下では、第I節において、ドイツ石油市場におけるソコニー社の位置について概観する。そして、第II節、第III節において、ソコニー社によるB-V社の経営権獲得をめぐるOMGUS及び国務省との交渉を分析する³⁾。

I 第二次世界大戦後におけるソコニー社をめぐる競争環境

第二次世界大戦前のドイツ石油製品市場は、米英の3社が、大部分のシェアを占めている状態であった。1938年におけるドイツの石油製品販売総額のうち、スタンダード・オイル社(Standard Oil Company (New Jersey))の子会社DAPG(Deutsch-Amerikanische Petroleum-Gesellschaft)が26.1%、ロイヤル・ダッチ・シェル社(Royal Dutch Shell)の子会社レナニア・オッサク石油工業(Rhenania-Ossag Mineralolwerke A. G.)が22%、アングロ・イランアン・オイル(Anglo-Iranian Oil Company)の子会社オーレックス・ドイツ石油販売会社(Olex Deutsche Benzin und Petroleum-Gesellschaft)が9.6%、を占めていた。また、B-V社は、兩大戦間期におけるドイツ最大の独立系石油会社であり、16.3%のシェアを占めていた。これに対して、ソコニー社の子会社であるDVOAGは、主として原油生産者に留まるにすぎず、石油製品市場においては、ほとんどシェアを占めていなかった⁴⁾。そして、この戦前の

2) この問題に関しては、拙稿「占領期におけるアメリカ企業のドイツ企業買収に対するアメリカ国務省の対応——スタンダード・オイル社によるロイヤル・ダッチ・シェル社との共同買収の事例を中心に——」『経済論叢』第173巻第2号、2004年2月、においても分析している。研究史に関しては、こちらを参照されたい。

3) なお本稿を作成するに当たっては、主としてアメリカ国立資料館(National Archives II, College Park, MD)に所蔵されている資料、特にRecord Group 56(以下ここからの出典を示す場合、末尾括弧内にRG 56と記す)に分類されている財務省資料及びRecord Group 59(RG 59)に分類されている国務省資料、Record Group 260, Records of United States Occupation Headquarters, WW II, Office of Military Government For Germany, U. S. (RG 260)に分類されているOMGUS資料を使用した。なお、以下においては資料の出典を文書の題名後に記すことにする。

4) Alfred D. Chandler Jr., *Scale & Scope: The Dynamics of Industrial Capitalism*. Harvard University Press, 1990. (安部悦生・川辺信雄・工藤章・西牟田祐二・日高千景・山口一臣訳「スケール・アンド・スコープ」有斐閣, 1993年, 449ページ)。

シェアは、ドイツにおける石油企業が参加した戦時期におけるカルテル組織において基本的に、戦時中も維持されることになった⁵⁾。ゆえに、第二次世界大戦後においても、ソコニー社は、ドイツに進出している他の外国籍企業に対して大きく遅れをとっていた。その遅れを、ソコニー社は、最大の独立系石油会社であった B-V 社を傘下に置くことによって、取り返そうと試みたのであった。

また、それ以外にも、戦後においてソコニー社が、B-V 社の買収を行う必要性は存在していた。

第 1 に、ソコニー社の資産が減少しているという問題である。これは、爆撃など戦争の影響によるものであるが、最大のものは、東部ドイツの資産が、ソ連とポーランドによって接収されたことである⁶⁾。このことによって、ソコニー社は、自社の資産の増加を罔らざるを得なくなった。

第 2 に、戦前からドイツ石油市場において重要な地位を占めていた米英 3 社によるドイツにおける石油事業拡大の動きである。これら 3 社は、ドイツにおける支配的な地位を維持するために様々な活動を行っていた。その代表的な活動は、石油供給連合組織 (Allied Petroleum Supply Organization, 以下、APSO と略す) の形成への動きである⁷⁾。APSO は、当時ドイツにおける石油の輸送と配給機構の大部分を運営していた占領軍に代わり、ドイツにおける石油供給業務全てを、3 社のコンソーシアムによって運営しようとする計画である。この計画が実行されれば、ソコニー社は、永遠にドイツにおける石油市場のシェアの拡大を行うことが不可能となってしまう⁸⁾。また、スタンダード社

5) Report on the German Oil Situation, 1946. Records of the Economic Division, Decartelization Branch, Company Report and Related Records 1945-49, Box 96, RG 260.

6) Philip Clover to William Draper, June 12, 1947. Records of the Economic Division, Industry Branch, General Correspondence of the Oil Section, Box 42, RG 260.

7) Clearance for Operation of Allied Petroleum Supply Organization, November 15, 1946. Records of Economic Division, Decartelization Branch, Company Report and Related Records 1945-49, Box 96, RG 260.

8) しかし、この計画に関しては、OMGUS によって、ドイツにおける集中排除政策に違反するとして、実行が認められなかった。OMGUS to USFET, February 21, 1947. Records of the

とシェル社は、共同でドイツの石油会社エルベラート社 (Elwerath A. G.) を買収し、さらに自社の基盤を強化しようと試みていた⁹⁾。

第3に、アメリカ以外の占領諸国の動向である。アメリカ以外の占領国は、それぞれ、自占領地区において、自国の石油企業を優遇し、その傘下にドイツの石油企業を次々と収めさせていた。特に、ソ連とフランスはそうした行為を次々と行い、他の占領国によって批判されていた¹⁰⁾。

以上のように、ソコニー社は、厳しい競争環境に置かれており、何らかの手段で、競争力の強化を図る必要があった。その手段として、実行されたのが、B-V 社の買収であった。ソコニー社は、このドイツ最大の独立系石油会社を獲得することによって、自社のドイツにおける基盤を飛躍的に拡大することを目標とした。しかし、その方法は、「買収」ではなく、巧妙な手段によって経営権の獲得を目指すものであった。

II OMGUS への提案と検討

1 ソコニー社からの提案

ソコニー社から OMGUS に対する提案は、P・クローバー (Philip Clover, ソコニー社代表, 前 OMGUS 石油部部長) から W・ドレイパー (William P. Draper, 経済局 (Economic Division) 局長) に対して1946年11月28日になされた。これは、直前に行われた両者の会談を踏まえた上で、ソコニー社から経営権獲得計画の詳細が提案されたものである。

ソコニー社は、その意図を説明するクローバーからの書簡と DVOAG と B-V 社との契約案をドレイパーに対して提示した。以下では、その両方の文書から、ソコニー社による DVOAG を通じた経営権の獲得計画について分析

9) Economic Division, Industry Branch, General Correspondence of the Oil Section, Box 43, RG 260. この問題に関しては、別稿において検討したい。

9) この買収について詳しくは、拙稿、前掲論文、を参照。

10) Oil Section to Industry Branch Secretary, November 19, 1946. Records of the Economic Division, Industry Branch, General Correspondence of the Oil Section, Box 39, RG 260.

していく。

まずクローバーは、書簡¹¹⁾において、OMGUS に対してこの案件への合意を求めた理由を述べた。第1に、この提案に対するソコニー社の株主の同意の条件として、OMGUS がこの案件に合意することが必要である、ということ。第2に、B-V 社はドイツ企業であるので、その資産の処分権は OMGUS に属している。そのため、その資産が OMGUS によって、ドイツ経済の利害、特に、賠償のために使用される可能性が存在すること¹²⁾。この2点を、OMGUS に対してこの案件に関する合意を求めた理由として述べた。

次に、この買収の目的として、ドイツ石油市場におけるガソリン分野への参入を挙げた。ソコニー社は、DVOAG を通じて、戦前からガソリン分野への参入を計画していたが、1933年以降のヒトラー政権の影響によって、株主の賛成を得て、その計画を断念した。しかし、戦後になり、当初の計画に戻るのに適切な時期になった、とした。

このガソリン市場への参入においては2つの道が存在する。第1に、新規投資によってガソリン市場へと参入すること、第2に、既存の分配機構を所有している企業と提携し、そこにガソリンを供給する形で参入する、ということである。前者は、新規参入となり、競争を激化させ、市場の秩序を乱してしまう。ゆえに、B-V 社との提携という後者の方法を採用した、と説明した。そして、このガソリン分野への参入は、これまでの原油生産の分野からの、事業の通常の拡大にすぎない、と強調した。

クローバーは、この書簡の続きにおいて、この案件の概略を説明しているが、以下では、その詳細を示す両者の協定案の要約を基に、その買収内容について

11) Philip Clover to William Draper, November 28, 1946. Records of the Economic Division, Industry Branch. General Correspondence of the Oil Section, Box 42, RG 260. 以下の叙述は、同文書に基づく。

12) ソコニー社はここにおいて懸念を表明しているが、OMGUS 自体は「石油産業及びそれに関わって使用される製造施設は賠償にならない」と表明している。Industry Branch to States, June 19, 1946. Records of the Economic Division, Industry Branch, General Correspondence of the Oil Section, Box 40, RG 260.

分析していく¹³⁾。

まず、ガソリンの供給に関して、DVOAGは、B-V社が販売するガソリンの51%を供給する権利を有するとされ、残りの49%に関しても、B-V社が自身の生産や他の供給源から獲得できない場合は、DVOAGがその部分も供給することが定められた。また、ガソリンの輸入に関する外貨の支払いについては、DVOAGが「相互の利益」のために責任を持つ義務があることが明記されている。

次にガソリンの供給にともなう権利については、① B-V社の取締役会において51%の投票権を有すること、② B-V社の資産の51%までを将来購入するオプションを獲得する、という2点が記されている。このことによって、B-V社に対する経営権を、DVOAG＝ソコニー社は新規投資を伴わずに獲得することが可能となる。

ソコニー社が、こうした巧みな経営権獲得計画を実行しようとしたのは、アメリカ政府が遂行する投資禁止政策が存在したからである。投資禁止政策とは、1945年10月17日に発表された統合参謀本部指令1067 (JCS 1067) をその起源とし¹⁴⁾、その後、軍政府法52号によってより詳細に定式化されたものである。この軍政府法52号の規定によって、アメリカ企業の在ドイツ子会社は、その資産をOMGUSによってブロックされ、投資活動は禁止された状態に置かれた。そして、この政策は、イギリス、フランス、ソ連、アメリカの4ヶ国によるドイツ占領地域の「経済的統一」が実施され、共通の投資原則が、打ちたてられるまで維持される、と規定されていた¹⁵⁾。しかし、ソコニー社は、新規投資を

13) Summary of Proposed Agreement Between A. G. Kohlenwertstoff Verband, Gruppe Benzin-Benzol Verband, BV, Bochum, and Deutsche Vacuum Oel Aktiengesellschaft. Hamburg, August 14, 1946. Records of the Economic Division, Industry Branch, General Correspondence of the Oil Section, Box 42, RG 260. 以下の叙述は、同文書に基づく。

14) JCS 1067 のテキストは、The Department of State, *United States economic policy toward Germany*, Publication 2630, European Series 15, 1946, pp. 56-75 に所収のものを使用した。

15) *Moratorium on New Foreign Investment in Germany*, November 8, 1946. International Statistics Division General Records 1944-1959, Country Files: Germany 1931-1952, BOX 74, US-UK Discussion Bizonal Unification, RG 56. なお、この政策は、1946年12月2日にイギリスと合意が

ともなわない今回の経営権の獲得計画は、投資禁止政策に違反しないものであると、考えたのであった。

2 OMGUS 内部における検討

ソコニー社から経営権獲得の許可を要求されたドレイパーは、OMGUS 内部の関連する部局に、この案件について検討するように指示した。この案件の検討を行ったのは、以下の3つの部局である。第1に、投資禁止政策に関わる問題を管轄していた金融局 (Financial Division)、第2に、経済局の内部で集中排除に関する問題を管轄していた非カルテル課 (Decartelization Branch)、第3に、同じく経済局において各種産業を統括していた産業課 (Industry Branch) 内部で、石油産業を管轄していた石油部 (Oil Section)、である。以下では、それぞれの局の見解を検討していく。

まず金融局による検討 (1946年12月27日) である¹⁶⁾。金融局は、ソコニー社の提案に否定的な立場をとった。

金融局は、ソコニー社の提案は、ガソリンの供給権が経営権と連動する形になっており、さらに B-V 社の資産の購入権も付随しているため、これは DVOAG の資産を増加させるものであり、投資とみなしうる、と判断した。そして、DVOAG は、ソコニー社の100%完全子会社であるので、これは、ドイツにおけるアメリカ企業の投資行為と、事実上みなせる、と述べた。

こうした事実認識に基づき、金融局は2つの理由から、このソコニー社による提案を認めなかった。第1に、投資禁止政策は、ドイツ占領地域における諸外国の投資に関する4カ国協定が未成立であるため、いまだに有効であり、この提案は認められない、ということである。第2に、投資禁止政策の問題を別

、された米英占領地区の統合交渉においても、その継続が確認され、1947年以降も米英統合地区において継続された。Policy Memorandum IV: Relaxation of Barriers to Trade, December 2, 1946. International Statistics Division General Records 1944-1959 Country Files: Germany 1931-1952, US-UK Discussion Bizonal Unification, BOX 74, RG 56.

16) Theodore H. Ball to James S. Martin, December 27, 1946. Records of the Economic Division, Industry Branch, General Correspondence of the Oil Section, Box 42, RG 260.

としても、「アメリカ企業によって行われる、いかなる形態でのコントロールの拡大も許可することは望ましくない」と判断した。「自国のビジネスの利益を拡大させることを好む占領権力」として、その地位を利用していると批判される可能性があるからだ。この点の主張は、上述したソ連とフランスの状況を批判するアメリカの立場を維持するためにも必要と考えられた。

次に、非カルテル課による検討（1947年1月6日）である¹⁷⁾。非カルテル課は、金融局の検討に同意を示し、ソコニー社の提案に否定的な立場をとるとともに、非カルテル化政策の視点から2点の理由を付け加えた。

第1に、DVOAGがB-V社の経営権を獲得した場合、ドイツにおける石油製品の供給者としては、第3位にランクされることになる。これは4つの外国籍企業に全体の取引の75%が集中するという結果をもたらしてしまう。

第2に、この合併の結果、すでに非集中化リストに掲載されているアングロ・イラニアン社の子会社オーレックス・ドイツ石油販売会社の規模を超える企業が生み出されてしまう。ゆえに、ソコニー社による買収も、非カルテル化計画に違反している、とした。

これら2つの部課局が反対であったのに対して、石油部は、ソコニー社の提案に肯定的な立場から反論した（1947年1月14日¹⁸⁾。石油部は、ソコニー社による提案は、基本的に通常のビジネス活動である、これは、ソコニー社にとっては事業拡大となり、B-V社にとっても製品の安定的な供給者を獲得することになり、両社にとって良い取引である、と判断した。そして、もし、この契約がなされないなら、B-V社の石油獲得能力は、彼らのドルの保有量に規定されてしまう、と考え、ソコニー社の案件に対して、肯定的な立場をとった。

また、石油局は、この問題に関するイギリス占領当局の意見を紹介している。

17) Decartelization Branch to Economic Division, January 6, 1947. Records of the Economic Division, Industry Branch. General Correspondence of the Oil Section, Box 42, RG 260.

18) Oil Section to Economic Division, January 14, 1947. Records of the Economic Division, Industry Branch. General Correspondence of the Oil Section, Box 42, RG 260.

石油部によると、イギリスは、以下の点を主張している。すなわち、アメリカの企業が、ガソリン市場に参入することに異存はない。しかし、イギリスは、DVOAG を「オポチュニスト」と判断している。なぜなら、B-V 社は、ナチス期にガソリン市場に参入していた、シェル社、スタンダード社、アングロ・イラニアン社の犠牲の下で、その事業を拡大させた企業であるからだ。ゆえに、これらの3社に対して、何らかの保障がなされるべきである。これがイギリスの主張である。これに対して、石油部によれば、クローバーは、巻き込まれた企業とはこの件について合意に達していると述べているが、イギリスは、この点に疑問を有している。

以上のように各担当部局の意見は一致しておらず、ドライバーは、明確な返事をソコニー社に対して行うことができなかった。これは、OMGUS 内部において、投資禁止政策を遵守することに忠実な金融局と非カルテル課に対して、石油ビジネスに理解を示す石油部という対立が存在していたことを示している。

一方、ソコニー社は、この OMGUS との交渉と同時並行で、国務省との交渉を進めていた。

III 国務省への提案と検討

1 ソコニー社による提案

OMGUS の承認を待つ間に、ソコニー社は、アメリカにおいて国務省との新たな交渉を開始していた。ソコニー社は、1947年1月23日に国務省において交渉を行った。この交渉において、ソコニー社は、第II-1節において詳述した OMGUS に対する提案と同じ内容を国務省に対して示した。つまり、① B-V 社が必要としていたガソリン量の51%を提供するのと引き換えに、経営権を獲得する、② この契約に付随して、B-V 社が所有する資産の51%を、将来購入するオプションを獲得するというものであった¹⁹⁾。

19) Memorandum of Conversation, January 23, 1947, Records of the Central European Division, 1944-1953, Folder Oil, Box 4, RG 59.

しかし、国務省は、このソコニー社からの提案を、認めなかった。その理由は、2つ存在した。

第1に、国務省は、新規投資がなく、経営権の獲得のみでも投資禁止政策に違反していると考えた。国務省は、投資禁止政策は、単に投資を禁止しているのではなく、ドイツにおける外国企業の利益の拡大を防止するものと解釈し、アメリカ企業によるドイツ企業の経営権の獲得もそれに当たるものと判断した。

第2の反対理由は、ソ連との対立の激化という状況を反映したものとなっていた。この時期のアメリカ国務省は、1947年3月10日から開催されるモスクワ4カ国外相会談に参加する直前であった。この外相会談は、ドイツ問題についての最終的な合意をなすことを目的とした重要な会談として位置づけられていた。この場において、アメリカ国務省は、ソ連がドイツの「経済的統一」を定めたポツダム宣言を遵守せずに、自分のドイツ占領地区においてドイツの各種産業を自国に従属させる形でコントロールしていると、批判することを予定していた²⁰⁾。そのため、アメリカ自身が同様のこと——つまり、自分の占領地区において自国の利益を拡大しようとする——を実行することはできなかった。それゆえ、国務省はこの時点においてアメリカ企業の在ドイツ子会社の投資活動を禁止せざるをえないという理由で、このソコニー社の案件を拒否した²¹⁾。

ソコニー社は、以上のような国務省の立場を踏まえ、直接争うことを避け、

20) 国務省はモスクワ外相会談に向けて準備した Policy Papers Prepared by the Department of State の中で、以下のようにソ連を批判している。「ソ連は、ドイツ産業に対して制限を課し、外側から支配・操作することで従属させ、ドイツ東部に自国企業を設立し、単独で行動している」。そして、こうした行為が、ドイツの経済的統一を妨げていると批判した。この批判が成立するためには、投資禁止政策が必要とされることは明らかなことである。U. S. Department of State, *Foreign Relations of the United States 1947 II*, U. S. G. P. O., Washington, 1972, pp. 214-5. モスクワ外相会談に関して詳しくは、拙稿「J・F・ダレス (John Foster Dulles) とアメリカのドイツ経済復興政策～超党派外交とマーシャルプランの起源に関する一考察～」【史林】83巻4号、2000年7月、を参照。

21) Memorandum of Conversation, January 23, 1947. 及び Memorandum of Conversation, February 13, 1947. 共に Records of the Central European Division, 1944-1953, Folder Oil, Box 4, RG 59.

単なるガソリン供給に関する契約のみの作成を主張した。そして、この要求は認められ、新たな契約案を提出することとなった。

2 ソコニー社による新規提案

ソコニー社による新規提案は、1947年2月11日に行われた。まず事前に提出された契約案によって、その新規提案の内容を見ていく²²⁾。

この契約は、最初に、米英両政府の既存の政策と一致する内容のものを作成したと述べ、先の提案にあった B-V 社の現在及び将来の経営権の獲得を行わない性格のものであると述べられた。

契約においては、まず、ソコニー社が生産する石油製品の B-V 社への供給の内容（供給量、製品、輸送、価格など）が定められた。ここにおいては、ガソリンの供給量が全体の49%へと下げられ、輸入に関する外貨の使用に関して、不足時には義務から免除されると明記されている。

さらに、この契約に記されている点で、これまでと大きく異なる点が2点存在している。

第1に、「B-V 社の資産の維持」に関する規定があることである。つまり、ソコニー社は、B-V 社に対するコントロールを全く有しないために、その資産が劣化していくことを食い止めることができない。しかし、B-V 社の経営陣は、ドイツにおける石油産業の未来に対して悲観的な見通ししか持っておらず、その資産を劣化させていってしまう。これを妨げるために、B-V 社が資産を良い状態に保ち、適切に活動することを規定することが必要である、とした。また、この規定は、ドイツ経済において石油産業部門を確立させることにも有益である、と主張した。

第2に、ソコニー社は、将来における B-V 社の買収への意欲を、実際には、捨ててはいなかった。そのためソコニー社は、将来におけるソコニー社の買収

22) Memorandum, February 11, 1947, Records of the Central European Division, 1944-1953, Folder Oil, Box 4, RG 59.

を保証するための条項を契約に挿入していた。つまり、「B-V社に対して……どんな他の石油供給会社にも、彼らの資産や株式をソコニー社の在ドイツ子会社に、平等の条件で購入するための最初のオプションを与えることなく、売却させないことを義務づける必要がある」という条項を契約書に織り込むことで、将来における買収を有利に行おうと考えたのであった。

そして最後に、アメリカやイギリスのソコニー社の主要な競争者が、ドイツでの活動を拡大する様々な計画を活発に立案していること、ドイツや米英以外の国の石油会社が、様々な方法でその地位を確立しようとしていることを指摘し、それらの会社に対しても、ソコニー社と同じ基準が適用されるべきであること、また、モスクワ外相会談が決裂し、ドイツにおける投資活動に関する合意が成立しなかった場合でも、ソコニー社は、完全に守られるべきである、と主張した。

国務省とソコニー社は、2月13日にこの契約書案に関する会議を行った。国務省は、この提案から、以前の提案に存在した問題点が消えていることを確認した上で、その内容について再検討することを約束した²³⁾。

3 OMGUS の対応

以上のような国務省とソコニー社の B-V 社の買収をめぐる交渉と契約の内容は、1947年2月12日に陸軍省を通じて OMGUS へと伝えられた。陸軍省からは、国務省が、B-V 社とソコニー社の供給計画に関しては反対していないが、経営権の取得には反対していることが伝えられた。そして国務省の反対の理由としては、① ドイツにおける外国企業の資産の拡大を禁じた投資禁止政策に違反すること、② モスクワ外相会談でソ連が自占領地区で行っているドイツ企業のコントロールの拡大を批判する際のアメリカの立場を守る、という2点を挙げた。そしてソコニー社が、国務省の主張を受け入れ、すでに供給契

23) Memorandum of Conversation, February 13, 1947. Records of the Central European Division, 1944-1953. Folder Oil, Box 4, RG 59.

約のみに特化した契約を提出したこと、そして、OMGUSも経営権の獲得を目指す計画には強く反対すると国務省は考えていることを伝えた²⁴⁾。

これを受けて、ドレイパーは、ソコニー社から1946年11月28日に提案のあった買収案に対する回答を作成し、1947年2月14日付けで、ソコニー社に対して、送付した。この書簡においてドレイパーは、ソコニー社が以前OMGUSに対して提案した計画は、国務省との交渉において放棄されたことを指摘した。その上で、ソコニー社が、単なる供給計画のみの契約を、現在作成していると認識していると述べ、それを黙認することで、回答とした²⁵⁾。

4 国務省の結論

国務省は、先のソコニー社の提案に関して、1947年2月20日に会議を行い、検討を行った。その際、問題となったのは、ソコニー社が将来においてB-V社の資産の買収を優先的に行いうるオプションが契約案に規定されている点であった。

この規定に関する検討において、国務省は、この契約が投資禁止政策に違反しているかどうか判断することは困難であるが、モスクワ外相会談においてソ連に対する国務省の立場を弱くする可能性があるとして、この契約を修正することを要求した。その代わりに国務省は、ソコニー社の懸念に対する措置として、B-V社の資産売却を禁止することにした。加えて、長期的な契約は、アメリカ企業に外国企業よりも好ましい立場を与えるものであるという批判を避けるために、さしあたり3年に契約期間を留めることも要請された。以上の措置を前提とした上で、国務省はソコニー社の契約に賛成した²⁶⁾。

この国務省による検討の内容は、1947年3月6日にソコニー社へと通告され

24) War Department to OMGUS, February 12, 1947. Records of the Economic Division, Industry Branch, General Correspondence of the Oil Section, Box 45. RG 260.

25) W. P. Draper to P. Clover, February 14, 1947. Records of the Economic Division, Industry Branch, General Correspondence of the Oil Section, Box 42. RG 260.

26) Memorandum of Conversation, February 20, 1947. Records of the Central European Division, 1944-1953. Folder Oil, Box 4. RG 59.

た²⁷⁾。この文書の中で国務省は、① 3年を越えない期間に契約の有効期間を制限する、② 契約期間中に B-V 社が資産を売却するのを禁止する、という2点を修正することを要求した。そして、3年に契約期間を限定することの理由として、「ドイツにおける将来の経済発展の不確実さ」を挙げ、「ソコニー社がドイツにおける石油分野における位置を完成させることを追及するに十分と信じる」と述べた。

ソコニー社は、この国務省からの通告を受けて、契約を修正して、B-V 社と契約を結ぶことになった。ソコニー社は、契約が修正された理由として、国務省がソ連との関係を考慮したことが大きいと考えていた²⁸⁾。

その後、国務省の決定の内容は、OMGUS へと陸軍省から1947年3月31日に伝えられた²⁹⁾。

おわりに

国務省は、最終的に、単なる供給計画とすることで、ソコニー社による B-V 社への関与を容認した。これに応じて、OMGUS も、この計画を容認することになった。

ソコニー社は、投資禁止政策に対応して、直接的な投資をとまなわない形で、経営権の確保を試みたが、国務省と OMGUS の反対を覆すことはできず、結局、単なる石油供給契約に留まらざるを得なかった。

国務省は、投資禁止政策の維持とソ連との関係を買収反対の理由として展開した。OMGUS は、投資禁止政策の維持、ソ連との関係、集中排除政策への抵触、といった理由からこの買収に反対した。こうした様々な反対理由による主張を最終的にソコニー社は崩すことができなかった。

27) Robert H. S. Eakens to L. A. Blumenthal, March 6, 1947. Records of the Economic Division, Industry Branch, General Correspondence of the Oil Section, Box 42, RG 260.

28) P. Clover to W. Draper, June 12, 1947. Records of the Economic Division, Industry Branch, General Correspondence of the Oil Section, Box 42, RG 260.

29) War Department to OMGUS, March 31, 1947. Records of the Economic Division, Industry Branch, General Correspondence of the Oil Section, Box 45, RG 260.

しかし、こうした理由は、ソ連との対立関係が決定的となる中で、失われていく。ソコニー社による、この B-V 社との関係についても、後に、カルテル違反ではない、と判断され³⁰⁾、投資禁止政策も解除されていくことになる。この投資禁止政策が解除されていくプロセスに関しては、今後の課題としたい。

【付記】 本稿は、平成14年度文部科学省科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。

30) OMGUS to War Department, April 16, 1948. International Statistics Division General Records 1944-1959 Country Files: Germany 1931-1952, Folder Petroleum, Box 83, RG 56.